

○岡山市教育委員会が行う登記の嘱託及び契約の手続に関する規則

昭和28年1月21日

市教育委員会規則第2号

改正 平成27年3月31日市教育委員会規則第17号

教育委員会が教育財産を取得し、又は処分するときの登記の嘱託及び教育事務のための契約の手続は、教育長を代表者として行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年市教育委員会規則第17号）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、改正後の岡山市教育委員会が行う登記の嘱託及び契約の手続に関する規則の規定は適用せず、改正前の規定は、なおその効力を有する。